

平成 20 年 2 月 28 日

# 建設業大臣許可業者の皆様へ(経審等の改正について)

建設業法施行規則等が改正され、経営事項審査、建設業許可申請書類等が変更となります。  
改正概要は以下のとおりです。

## ○経営事項審査の改正（平成 20 年 4 月 1 日より）について

### ①経営事項審査の申請について

平成 20 年 4 月 1 日以降は、改正後の新基準、新様式等により申請していただきます。

- ・新経審の概要 [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131_.html)
- ・新経審申請様式 (PDF)
- ・新経審の確認資料（建設業許可と経営事項審査の手引き） (PDF)

### ②改正に伴う再審査について

今回の改正に伴い、旧基準による結果通知を受けた方を対象に新基準に基づく再審査の申請を受付します。

- ・受付期間：平成 20 年 4 月 1 日（火）～平成 20 年 7 月 29 日（火）までの 120 日間
- ・手数料：無料
- ・申請対象：再審査を受けようとする日の 1 年 7 ヶ月前の日以降を審査基準日とするもの
- ・再審査申請の際の記載要領 (PDF)
- ・再審査申請の際の確認資料 (PDF)

\*再審査による結果通知書を受けた場合でも、旧結果通知書については、発注者が当面競争参加資格の確認等に活用することも想定されますので、回収は行いません。

## ○建設業許可申請等の改正（平成 20 年 4 月 1 日より）について

### ①建設業許可申請（変更届含む）に係る添付書類の追加について

建設業許可申請等に際し、次の 2 種類の書類の添付（原本）が義務付けとなりました。  
平成 20 年 4 月 1 日以降から適用となります。

- ・許可申請者及び令 3 条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局で取得できます）
- ・許可申請者及び令 3 条に規定する使用人が、成年被後見人または被保佐人と見なされるものに該当せず（禁治産者、準禁治産者の宣告の通知は受けていないと表示）、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（本籍地のある市町村で取得できます）

\*許可申請（新規、更新等問わず全てにおいて）を行う際には、全ての許可申請者（法人の場合は役員全員）及び令 3 条の使用人について添付が必要です。

\*新たに役員や支配人、令 3 条の使用人になった者を対象とした変更届出書を提出する際には、対象者について添付が必要です。

\*確認書類ではありませんので、東北地方整備局に直接郵送せず、県庁窓口に申請する書類に原本を添付して提出してください。

## ②工事経歴書の様式改正について

従来、経審申請の有無によって使い分けていただいた様式が一本化されました。平成20年4月1日以降の届出から適用となります。

- ・様式第2号（工事経歴書） [\(PDF\)](#)
- ・記載イメージ、記載要領 [\(PDF\)](#)

## ③財務諸表様式の改正等について

企業会計基準等の変更を踏まえ、所要の改正が行われました。平成18年9月1日以降に決算期の到来した事業年度に係る書類について適用されます。（ただし、平成20年3月31日までに決算期の到来した事業年度に係るものについては、なお従前の例によることができます。）

また、申請者負担軽減の観点から、有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出を持って規則別記様式第17号の3による附属明細表の提出が免除されます。

- ・様式第15号及び第16号（貸借対照表及び損益計算書） [\(PDF\)](#)
- ・様式第17号（株主資本等変動計算書） [\(PDF\)](#)
- ・様式第17号の2（注記表） [\(PDF\)](#)

## ○その他

- ・東北地方整備局管内の大臣許可業者の皆様に対しては、平成20年2月27日付けで文書を送付しておりますので、ご確認下さい。
- ・今回の改正の概要等については、下記の国土交通省のホームページをご覧ください。

URL：<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010131.html>

東北地方整備局 建政部 計画・建設産業課 建設業係

電話 022-225-2171（内線6145，6146）